

あつぎ

農委だより

平成26年7月15日 第74号

編集・発行 厚木市農業委員会

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17

TEL 046-225-2480 FAX 046-223-9530

e-mail 9600@city.atsugi.kanagawa.jp

www.city.atsugi.kanagawa.jp



茶業を支える家族の絆

一面に鮮やかに広がる緑の茶畑。市内でも数少ないお茶の葉を生産しているのは飯山在住の八木勉(69)さん。

八木さんは農家の長男として生まれ、小さい頃から農業が身近にありました。両親が養蚕業から茶業に転換したのは35年前のことでした。

会社勤めをしながら農業を手伝っていた八木さんでしたが、57歳の時に専業農家として歩むことを決心し、現在はお茶と水稲を中心に出荷しています。

茶畑の総面積は約40ア。10ア当たりには約2千本のお茶の木が植えられており、八木さんと奥さんのけい子さん、繁忙期には息子さんや娘さん夫婦が協力して作業しており、「お茶は一人ではできない。妻や周りの協力があったからこそできる」と日頃の感謝を口にします。

1年にお茶を刈るのは3回。その年に生育した新芽を刈るのを一番茶(新茶)といい、5月上旬から中旬の間、新芽の半分を刈りまです。続いて残りの芽を刈る番刈り、さらに4〜5週間ほど空けて再度伸びた二番茶を刈ります。「時期がずれてしまうと葉が縮んでしまし、虫や雨、寒い時期には防霜

ファンを回すなど、管理を徹底しなければいいお茶はできない」と茶業の難しさを語ります。

芽を摘むと直接清川村の工場に運びます。工場には周辺の市町からもお茶の搬入が行われるため、茶の搬入は1農家当たり1日500キに制限されています。八木さんの茶畑では40ア当たり約1・5ト収穫されますが、お茶の葉が蒸れてしまうため軽トラックで1回に積むことができる葉の量は約150キ、いい状態で出荷するには時間や天候との戦いです。

平成23年の原発事故後の放射能に関する風評被害、八木さんの茶畑も影響を受けました。市内のお茶は基準値を超えなかったのですが、放射能被害を考慮し工場が休業したため、茶葉を出荷することができなくなりました。八木さんは県内でも放射能の影響があったことを受け止め、お茶の木を膝下の高さまで切断することを決意、その年は生育に力を注ぎ、翌春に備えました。

迎えた翌年の収穫時期、八木さんの願いが通じ、また、基準値の見直しなども行われ、2年ぶりに出荷をすることが叶いました。以降、毎年基準値を下回り、今年も無事出荷の時期を迎えました。

「まとまった土地でないと管理が難しいので、増やすことは考えていないが、今後も家族と協力しておいしいお茶を生産していきたい」と意欲を話してくれました。



作業後の茶畑で奥さんのけい子さんと

主な内容

- 2面…●農地利用状況調査
- 選挙人名簿登録者数
- 大雪被害の復旧支援
- 農業委員会年間活動計画
- 3面…●農地の貸し借りに利用権設定
- 農業者年金の加入促進
- あゆこちゃんに聞いてみよう
- 4面…●厚木市都市農業支援センター開設
- 新規就農者の紹介

農地利用状況調査を実施します！

農業委員会では毎年、農地法に基づき、市内にある農地の利用状況を調査しています。今年度も8月から農業委員が各担当地区に分かれ、農地を巡回し調査を行います。

この調査の結果、耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地と判断された場合には、農業上の利用の増進を図るため、農地所有者に利用意向調査を行うこととなります。

農地法では「農地の農業上の適正かつ効率的な利用の確保」を、農地について権利を有する者の責務として定めています。このことは、単に維持管理のみでなく、「作付けする」という意味が含まれています。

農地は一度荒れてしまうと、数年で農地性を失い、元の耕作でできる状態に戻すまでに大変な手間と労力が掛かるばかりでなく、周辺農地の環境悪化にもつながります。当該農地が病害虫の発生や雑草の繁茂など、周辺農地に被害が及ぶ前に、農地について権利を有



調査に備え、共通認識を深めるための現地研修



する方は、自ら農地を適正に管理していただくようお願いいたします。

【農地利用状況調査の目的】

①遊休農地の実態把握と発生防止・解消

②農地の違反転用発生防止対策

【注意事項】
農地利用状況調査は利用状況を目視で確認するため、各地区の農業委員が農地を巡回致しますのでご承知ください。

農業委員会選挙人名簿登録者数が確定しました！

地区別登録者数

【基準日：平成26年1月1日】

投票区	男	女	計(人)	戸数
厚木	12	5	17	14
依知	300	155	455	309
睦合	279	143	422	287
荻野	268	125	393	272
小鮎	279	120	399	281
南毛利	268	155	423	282
玉川	179	93	272	189
相川	202	132	334	190
合計	1,787	928	2,715	1,824

選挙人名簿登録者が平成26年3月31日に上記のとおり確定しました。

なお、この数は市内に住所を有する20歳以上の方で、かつ、選挙人名簿への登録を申請された方の数です。

大雪被害を受けた農業施設 (ハウスなど)の復旧支援を実施

厚木市では、平成26年2月の大雪による農業被害を受けた農業者に対して、国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、営農に必要な農産物生産施設の復旧および施設の撤去の経費の一部を補助し、農業経営を継続する農業者への支援に取り組んでいます。

なお、農業経営の早期再開を後押しするため、平成25年度3月補正予算で総額6,400万円の予算措置がされており、厚木市の負担額は、1,450万円となっております(残りは、国・県の負担)。市農業政策課では、平成26年5

月2日および8日に、農業関係者に対する支援事業の説明会を開催し、対象施設や申請方法などについて詳しく説明を行いました。

説明会には、両日併せて約50人の農業関係者が出席し、熱心に事業説明を聞いていました。

参加者は、「施設の付帯施設は対象になるのか」、「既に工事は完成しているが大丈夫か」などの質問があり、この支援制度への関心の高さがうかがえました。

市農業政策課により、申請「事業の着工は、原則として申請後、市から交付決定通知書を受け

取ってから行うこと。また、交付決定前に着工する場合は、その理由および条件を明記した交付決定前着工届を市長宛てに提出してください。なお、事業完了後に提出する事業実績報告書への添付資料として、現場写真が必要になることから、着工前から工事中、完成までの写真を小まめに撮っておいてください。」とのことでした。

【問い合わせ先】

厚木市農業政策課

☎25局2801

なお、JAあつぎ各支所経済課および本所指導販売部地域農業対策課ならびに都市農業支援センターでも相談などを受けています。

平成26年度 農業委員会年間活動計画

厚木市農業委員会は、地域の農地を守り、農業の担い手を育成・支援するため、次の1から10の活動を積極的に実施することにより、農業者の農業経営の安定と発展に努めます。

1 農地利用状況調査の実施と農地の有効利用

強化月間を定めて農地利用状況調査を実施し、農地の利用実態を把握するとともに、農地の貸し借りの希望情報などを収集し、遊休農地の解消や担い手への農地の利用集積の促進を図るため、厚木市都市農業支援センターと連携を図り、借り手、貸し手の意向に応じた指導や利用権設定による農地活用を図る。

また、併せて、県に新たに設置された「農地中間管理機構」や関係機関と連携し、担い手による農地集約などによる農業経営の効率化を進める。

2 日常的な農地パトロールの徹底

遊休農地の発生防止や解消および違反転用の防止のため、日常的な農地パトロールを実施する。

また、遊休農地等を発見した場合には、土地所有者に対する相談や指導を行い、早期に農地の適正管理が図られるよう努める。

3 新たな担い手の育成および確保

新たな担い手の育成および確保を図るため、市、JA等関係機関と連携し、人材の掘り起こし活動や認定に係る相談・支援などを行うとともに、「厚木市農業委員会新規就農者認定基準」に関する要綱に基づき認定を積極的に推進し、新たな担い手の育成および確保に努める。

4 農地台帳の整備

農地情報の適正な管理のため、農地台帳の一層の整備を行い、法令業務等の適正かつ迅速な執行、窓口相談などにおける農業者等市

5 建議活動

民サービスの向上に努める。農業の発展には、農業者自らの自助努力が必要不可欠であるが、同時に行政による支援が不可欠である。農業者の意見、要望や地域の諸課題などを把握し、その意向などを反映した建議書を厚木市長および神奈川県知事へ提出し、本市都市農業の振興に努める。

6 各関係機関との連携強化

農業者が抱える諸課題の解決に向け、市、JAなど関係機関との連携強化を図り、円滑かつ効果的な施策の推進に努める。

7 農業情報の提供

「あつぎ農委だより」の発行(年2回)や「全国農業新聞」の普及拡大による農業情報の提供により、農業関係者のみならず、広く市民に農業情勢や農業への理解・関心を深めることに努める。

8 農業者年金の加入促進

農業者の老後生活の安定・安心に資するため、厚木市農業者年金連絡協議会と連携し、農業者年金の加入促進に努める。

9 農業委員研修の実施

農業委員の資質の向上のため、また、農業情勢の変化に的確、適正に対応し、円滑かつ効果的な委員活動や法令事務の適正な執行に資するため、農業委員研修を実施する。

10 農業者との意見交換会等への出席

活力ある農業を築くため、農業者の集いなどに積極的に出席し、農業者の意見や考えを直接聞くことに努める。

農地の貸し借りに利用権の設定を！

安心して農地を貸し借りするため、利用権の設定を行いましょ。

【貸し借りの期間】

利用権の設定は、あらかじめ期間（3年・6年・9年）を定めて農地の貸し借りをを行います。

※期間が満了しても、更新手続きを行えば貸し借りを継続できます。また、両者の合意による途中解約もできます。

【利用権設定のメリット①】

期間が満了すれば、必ず耕作権は土地所有者に戻ります。手続きもなく、離作料なども発生しません。

【利用権設定のメリット②】

市から、農地を貸す方、借りる方、両方に農地流動化奨励金が交付されます。

【奨励金の金額】

利用権の設定がされた農地の1筆ごとの面積（100㎡未満は切り捨て）に、次の100㎡当たりの単価を乗じて得た額となります。奨励金単価は、左の表のとおりです。

貸付期間	100㎡当たりの単価
3年	1,000円
6年	2,000円
9年	3,000円

※100㎡未満は切り捨て

※同一世帯間での利用権設定などは交付対象にはなりません。※途中解約の場合は、奨励金を返還していただくことがあります。

奨励金交付対象者には、利用権設定後、市農業政策課から申請書を送付します。

【利用権設定の対象となる農地】

市街化調整区域内の農地

※相続税納税猶予の特例を受けている農地でも、貸し借りをすることができません。

【貸し借りの要件】

農地を借りる方は、次の要件全

安心だよ



⑤ 20年以上の保険料納付期間が見込まれるなど、一定の要件を満たしている場合には、保険料の国庫補助があります。

農業者年金に関する相談、加入のお申し込みは、農業委員会事務局または、お近くのJAあつぎ本所または支所へ。

安心して豊かな老後のために

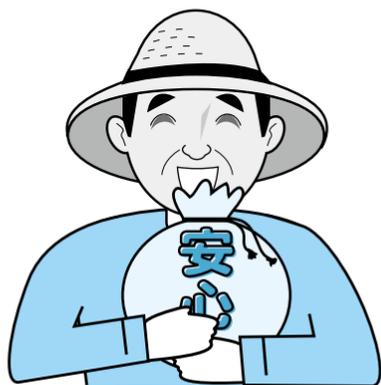
農業者の皆さん、老後の生活に不安はありませんか？

農業者年金は、国が支える安定的な年金です。農業者年金制度の事務運営に要する経費は国が負担しています。このため保険料の全てを年金原資に充てることができ、同じ保険料でも多くの年金給付原資が期待できます。家族全員の将来を考え、一人一人が準備しておくことが大切です。

【農業者年金の主な内容】

① 農業者の方なら広く加入できます。
・ 20歳以上60歳未満の国民年金

- ② 積立方式（確定拠出型）年金。保険料は自由に選択ができ、月額2万円から6万7千円までの範囲で千円単位で見直しが可能です。
- ③ 税制面での優遇措置があります。支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。支払った保険料の15～30%の節税が可能です。
- ④ 終身年金で80歳までの保証付きです。



全国農業新聞

全国農業新聞は、「がんばる農業者」の皆さんを応援します。

農政問題の正確、公正な情報と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ記事を提供しています。

★発行日 毎週 金曜

★購読料 1カ月 600円（送料込み）

◎申し込みは、農業委員会事務局まで。

【問い合わせ先】
利用権の設定に関すること
厚木市都市農業支援センター
☎ 221局 5511
農業委員会事務局
☎ 225局 2480
奨励金に関すること
厚木市農業政策課
☎ 225局 2800



① 既に耕作している農地と借りる農地を全て耕作すること。

② 借りる農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること。

③ 年間150日以上農作業に従事すること。

熱中症の予防法は？

おじいちゃん

いい天気だ！梅雨も明けたし今日は一日中畑で作業するかのぉ！

あゆこちゃん

おじいちゃんおはよう。これから農作業？

おじいちゃん

おはよう、あゆこちゃん。久しぶりに晴れたから今日は一日掛かりで作業しようと思ってる。

あゆこちゃん

今日は天気がいいから気持ちよさそう。この時期は熱中症になりやすいから気を付けてください。

おじいちゃん

確かに暑いけど、真夏日というわけではないし、このくらいならわしは平気じゃよ。

あゆこちゃん

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に農作業中の熱中症事故が多発しています。

熱中症を正しく理解してしっかりと予防対策をしましょう。

おじいちゃん

そうなのかな。これからますます暑くなるしあゆこちゃんに予防法を教えてくださいな。

あゆこちゃん

熱中症は適切な予防対策をすれば防ぐことができます。熱中症の予防のポイントは「水分・塩分補給」

と「暑さを避けること」です。

熱中症の予防法

【暑さをしのぐ服装】

○ 帽子の着用

○ 通気性の良い衣類の着用

【水分・塩分補給と作業時間】

○ 小まめな休憩、水分・塩分補給

○ 気温の高い時間は作業しない

【熱中症になりにくい室内環境】

○ ハウスや畜舎などの換気

○ 遮光や断熱材の施工などによる温度上昇の防止

あゆこちゃん

暑さの感じ方は人によって異なります。年齢を重ねると暑さや水分不足に対する感覚機能が低下し、暑さに対する身体の調整機能も低下します。

熱中症患者の約半数は65歳以上の方です。のどの渇きや暑さを感じていなくても小まめに水分補給し、日陰を利用して休憩をとるよう心掛けて下さい。あとは、被害が起きたときも迅速な対応ができるよう二人以上で作業して、熱中症の予防を呼び掛け合うことで、熱中症の発生を防ぎましょう。

おじいちゃん

そうじゃったのか。今日は息子が休みだから息子にも手伝ってもらおうかのぉ。あゆこちゃん今日は話し方がいつもと違うのぉ。

あゆこちゃん

熱中症は屋外での活動だけでなく、室内でも注意が必要です。節電を意識しすぎて健康を害することのないようにしましょう。

エへへ、今日はまじめな話だったから話し方が変わったBook!!

みんな熱中症に気を付けるんだBook!!



厚木市都市農業支援センター開設、都市農業の支援体制を強化

厚木市の農業が抱える課題の解決、目指すべき姿の実現に向け、厚木市農業委員会、厚木市、JAあつぎの三者が一体となって取り組む、厚木市都市農業支援センターを平成26年4月にJAあつぎ経済事務所内に開設しました。

都市農業支援センターでは、遊休農地対策につながる農地の有効利用の促進、農業者の生産基盤強化、地産地消の拡大を大きな柱として、農業支援に取り組んでいきます。

また、三者の事業で共通している部分は、効率的に実施できるよう集約し、厚木市の農業関係の相談などについて都市農業支援センターがワンストップ窓口となります。

農業者や市民に農地の活用方法を具体的に示すことのできる利便性の高い支援を行っています。ご自身で農地の管理・耕作ができないなどでお困りの場合は、お気軽にお問い合わせください。

業務内容

① 農地の有効利用促進

- ・ 借り手と貸し手のマッチング
- ・ 意向調査などを基に、借り手・貸し手の農地を仲介
- ・ 農地流動化奨励金や担い手、新規就農者への農業制度資金の案内

JA あつぎ

- ① 農地の有効利用・利用集積
- ① 市民農園・農業塾(新規就農者の育成支援)
- ② 鳥獣被害対策
- ③ 農産物直売所の運営

- 農作業受委託
- 農業経営・技術に関する指導
- 農業団体の指導・育成

農業委員会

- ① 農地の有効利用・利用集積
- ① 新規就農者の認定
- ① 農地利用状況調査
- ① 農地利用意向調査

- 農地法に係る許可・届出
- 農地等の諸証明

厚木市

- ① 農地の有効利用・利用集積
- ① 市民農園・農業体験
- ② 鳥獣被害対策
- ③ 地産地消の推進
- ③ 水田農業の経営安定・指導

- 農業団体の指導育成
- 農業経営資金

三者で効率的に実施できる事務・事業を集約

厚木市都市農業支援センター

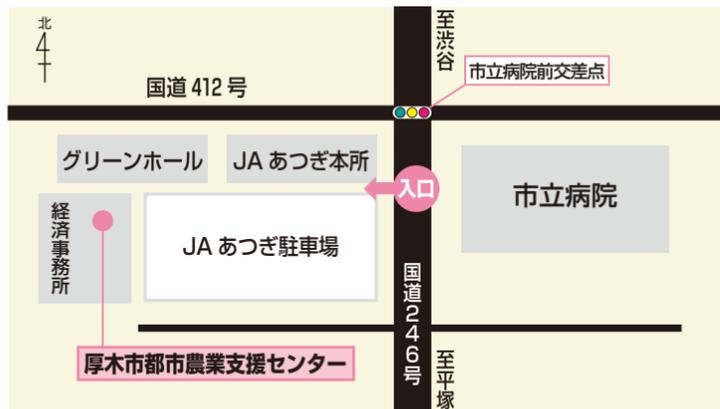
- ① 農地の有効利用促進
 - (1) 借り手と貸し手のマッチング
 - (2) 新規就農者や法人参入の相談受付
 - (3) 多様な担い手の活用
 - (4) 農地の新たな利用促進
- ② 農業者の生産基盤強化
 - (1) 鳥獣被害対策での連携
 - (2) 農業生産環境の整備
 - (3) 生産から加工、販売の促進
- ③ 地産地消の拡大
 - (1) 地産地消の推進
 - (2) 地産地消の環境づくり



耕作放棄地について話し合いをする都市農業支援センターの職員

- ・ 新規就農者や法人参入の相談受付
- ・ 農業塾や関係機関などとの連携による後継者や新たな担い手の育成・支援
- ・ 法人の農業参入に関する相談受付、農業者の法人化へ向けた情報提供

- ② 農業者の生産基盤強化
 - ・ 鳥獣被害対策での連携
 - ・ 鳥獣被害情報の共有、対策の強化について検討
 - ・ 被害に遭いにくい作物の六次産業化の研究
 - ・ 農業生産環境の整備
 - ・ 農作業受委託事業の受付
 - ・ 各種農業機械レンタル制度の確立
- (3) 生産から加工、販売の推進
 - ・ 六次産業化の推進、情報提供
 - ・ 夢未市などの直売所、朝市、夕焼け市を活用した販路などの相談受付



【問い合わせ先】
 厚木市都市農業支援センター
 住所 厚木市水引2-10-38
 JAあつぎ
 経済事務所内
 電話 21局5511
 FAX 224局8414

- ③ 地産地消の拡大
 - (1) 地産地消の推進
 - ・ 夢未市などの直売所、朝市・夕焼け市などの直売を生かした地産地消の推進
 - ・ 地場産農畜産物の情報提供・発信、厚木産ブランドの確立
 - ・ 中心的作物である水稲の奨励品種の推進、「厚木産のお米」としてのブランド向上
 - (2) 地産地消の環境づくり
 - ・ 厚木産農畜産物ネットワークの構築に向けた取り組み
 - ・ 学校給食での厚木産品使用率向上

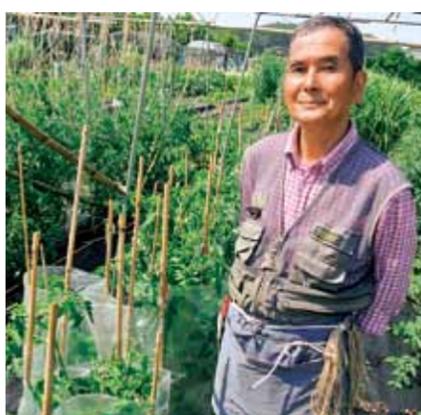
新規就農者認定を受けた方たち

こいけ まもる 小池 守さん

飯山の約40坪の畑で野菜を栽培している小池守さん(65)は、JAあつぎ農業塾就農コースを卒業し、平成24年1月、新規就農者として認定を受けました。

物心ついた頃から両親の手伝いで農業の経験はありましたが、会社勤めから戻った後、農業から離れていました。

退職を機に農業塾で農業の基本から学び直したことで、「農業の奥深さを再認識するとともに、専門知識の必要性を実感」し、勉強に励んだ結果、「自分の思った以上のものが収穫でき、家族はもちろん、親戚、近所の方におすそ分けすると目を丸くするほど驚かれ、褒めてもらったことが忘れられない」と就農したころの思い出



色々なことを相談できる顧問とも知り合いになれたことがよかったそうです。

初めの頃は、10坪近い面積の畑を耕作するのは、大変だったそうですが、作業量でカバーするしかないと思いつき、雨の日以外は毎日欠かさず農作業をされているとのこと。

出荷のことを考え、消費者の需要がある露地野菜を主に作付けしており、収穫した作物は、グリーンセンターで販売しています。

「まだまだ手探り状態だけど、丹精込めて育てた野菜が売れると、すごく達成感があり、農業を始めてよかった」と思えるそうです。これから農業を始めたいと思っている方へ、「農作業は、頑張っただけの成果があるよ。大変だけど仕事としては最高だ」と笑顔で語ってくれました。



ながお よしかず 長尾 吉数さん

鳶尾にお住まいの長尾吉数さん(66)は、定年後、JAあつぎ主催の農業塾で基礎・応用コース、就農コースを学び、新規就農者として認定されました。

農業塾では、共に学んだ仲間ができたことや、修了後においても